

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会  
第6回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月12日(火) 15:30~18:17
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 3名(上江洲純子、金城智誉、城間貞 敬称略)
  - 労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略)
  - 使用者代表委員 3名(喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略)
  - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題等
  - (1) 改正額調整
  - (2) その他
- 5 資料
  - (1) 藤村会長ビデオメッセージ(一部書き起こし)
  - (2) 「主要統計資料」における都道府県別数値の有無のまとめ

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会  
第6回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

**崎原賃金室長**

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第6回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

始めに、各委員の出欠の状況です。

全員ご出席でございますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、有効に成立していることをご報告いたします。

これからの議事進行につきましては、上江洲部会長にお願いしたいと思っております。

**上江洲部会長**

皆さん、こんにちは。

今日は引き続き、調整させていただくことになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

改めて、第6回沖縄県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

まず、議事録署名人をお願いしたいのですが、労働者側委員は知花委員、よろしくお願いいたします。使用者側委員は喜友名委員、よろしくお願いいたします。

(両委員、了解)

**上江洲部会長**

それでは、次第1「額の調整」となっておりますが、その前に事務局から何かご説明等あればお願いします。

**崎原賃金室長**

はい、お配りしております資料についてご説明をしたいと思います。

資料1と資料2をお配りしておりますけれども、資料1については、8月6日に開催しました第3回本審において皆様に視聴していただきました、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージの一部を事務局において書き起こしたものになります。

資料1の第2段落の2行目、中ほどをご覧ください。

「厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの『有無』を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局に伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。」とございます。

このとおり、中央最低賃金審議会で参照された全てのデータについて、都道府県別のデータがあるのではなく、都道府県別のデータの「有無」が、都道府県労働局に示されております。

それが資料2になります。

資料2をご覧ください。

1ページから3ページまでは中央の目安小委員会で示されました、「主要統計資料」の目次になります。

第2回の本審において提供しました、中賃の資料、通し番号で言いますと41ページからのものになっております。

これらのデータのうち、都道府県別のデータがあるものを赤字で示しております。

そして、資料2の4ページ以降も同様に、中央の目安小委員会で示されました資料の都道府県別のデータの有無を○×で示した一覧表になります。

4ページの中ごろに有無と書いておりますが、これが県別のデータがあるかないかという意味になっております。

それから、資料2の6ページ、最後のページになります。

表の真ん中あたりに、第5回目安小委員会とありますが、その下に「2 消費者物価指数の対前年上昇率の推移」とあり、これには都道府県別のデータがあるということで丸印が付されていますけれども、一番右側の備考欄をご覧ください。

『「持ち家の帰属家賃を除く総合」、「食料」はあるが、「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」及び「基礎的支出項目」の値はないことに留意』とあります。

従いまして、委員からお求めのこの3つについては、都道府県別の値はない、ということが確認できます。

資料に係る事務局からの説明は以上になります。

## 上江洲部会長

今、事務局から説明がありました。

質問に対する説明がいくつか続くような形ですので、一旦ここでこの説明に対して質問されたいこと、確認されたいことございましたらお願いします。

これは田端委員から質問された件だと思います。

田端委員、お願いいたします。

## 田端委員

説明ありがとうございました。

今の資料の最後のページ、6ページの消費者物価指数の対前年上昇率の推移、これは総務省あるいは県も公表されているので、公表された数値は把握しています。

ただ、その下の三番目の消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」、これがこの表を見るとないということですが、では、なければなぜないのか、このデータそのものはどのような形で出したのかを前回の専門部会の中でもお伺いしました。

それを教えていただきたいと思います。

結局はこういったデータというのは、各都道府県の積み上げた数字が出ていると思うのですが、それでいて、なぜ各都道府県のデータがないのかということも含めて、それとどのような形でこのデータを出したのか、それも聞いておりますので、今、明らかにしていただきたいと思います。

(岡崎労働基準部長挙手)

### 上江洲部会長

はい、では岡崎部長から。

### 岡崎労働基準部長

ご指摘、ありがとうございます。

お答え申し上げます。

少々長くなりまして、恐縮ですけれども、まず消費者物価指数、こちらは総務省統計局が実施しております家計調査及び小売物価統計調査、この調査結果を基に物価の変動を毎月測定しまして、現在の基準年は2020年となっているのですけれども、この2020年を100とした指数値で示されたものがあります。

今、家計調査と小売物価調査について申し上げましたので、それぞれご説明申し上げます。

まず家計調査についてですが、こちら統計法に規定されております基幹統計調査の1つとなっております。まして、全国の世帯の家計の実態を明らかにすることを目的としております。

この調査では、全国の市町村の中から168市町村を調査市町村として選定し、調査市町村から調査地区を、調査地区から調査世帯をそれぞれ無作為に選定しております。

このようにして選定されました約9,000世帯に毎月、家計簿の記入を依頼しておりまして、毎日の収入と支出について詳細な調査を行っております。

家計調査の結果を基に家計の上で重要な商品を581品目選定いたしまして、これに持ち家の帰属家賃の1品目を加えた582品目を指数品目として採用しております。

そして把握したデータに消費支出額に占めるその商品の割合に応じて、重み(ウェイト)、いわゆる加重平均をしてデータを得ているというのが、家計調査についての説明でございました。

もう一つ、小売物価統計調査というものがございます。

こちらは家計ではなく、全国の小売店を対象にして調査をしております。

調査店舗の数は約27,000店、調査する価格の数は毎月約210,000に上ります。

そのようにして、小売店からも価格を調査していると。

そうして集めたデータを基準年2020年に購入した全ての品目の合計支出額とそれと比較する時点での合計支出額を比べまして、消費者物価指数を計算するというものになっております。

消費者物価指数の計算方法、調査対象、前回で委員からお求めのありましたことに対するご回答になります。

そして、なぜないのか、というご質問ですけれども、これは本省に再度確認いたしましたが、これは総務省が公表していないというものでした。

総務省が公表しておりませんので、厚生労働省としても資料としてお示しすることはできないというのを本省に確認いたしました。

事務局からは以上です。

(田端委員挙手)

### 上江洲部会長

はい、田端委員。

### 田端委員

総務省が公表していないデータというのは、「1か月に1回程度購入する品目」、「頻繁に購入する品目」、これはそもそも公表していないものです。

それを今回、厚労省が求めて公表させたということであれば、都道府県毎のデータも公表をお願いして、それも今回の最賃の答申の中で重要な要素になっているということを考えると、これは公表を求めるべきであると考えておりますので、それをぜひお願いしていただきたいと思っております。

### 岡崎労働基準部長

承知いたしました。

### 上江洲部会長

今の点は、使側からでしたけれど、労側はこれに関して何か確認事項はありますか。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、さらに質問頂いている項目に関して、事務局、説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

委員からの質問に対する事務局からの回答ということですが、進捗のご報告となります。

2点ございます。

1点目が、地域間格差の是正について、最低賃金法上、根拠となる明文の規定や解釈はあるのか、というご質問と、2点目が、Cランクの目安が64円(6.7%)と示されましたが、消費者物価指数対前年上昇率の4.1%から、何を根拠に、どのように積み上げて、目安の6.7%になったのか、についてです。

1点目、地域間格差の是正に係る法的根拠については、本省に照会中でありまして、未だご回答はございません。

回答はありませんが、沖縄労働局労働基準部賃金室としての認識をご説明いたします。

現行の最低賃金法上、地域間格差の是正に係る明文の規定や、解釈といった根拠はありません。根拠はありませんが、骨太の方針等の閣議決定に、地域間格差の是正について記されておりまして、それらの閣議決定に「配意」した調査審議をお願いする旨、先月、当局局長から諮問させていただいた次第です。

「地域間格差の是正に配意するのであれば、法改正して法律上の根拠を持たせるべきではないか。」というご指摘については、委員からいただいたご意見として、本省にお伝えいたします。

1点目については以上になります。

ご質問があればお願いいたします。

### 上江洲部会長

こちらも田端委員から出されていた質問かと思えます。

進捗の報告に加え、沖縄労働局労働基準部賃金室としての認識について説明がございました。

この点に関して、田端委員、意見ございますか。

### 田端委員

はい、回答ありがとうございます。

予想通りの回答ではございますが、結局、明文の規定はないということでした。

これを本省に伝えるということですが、実は昨年の附帯決議の中でそのような認識のもと、附帯決議の4番目の項目に「最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定のあり方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する。」と書いています。

結局、地域間格差の是正というのは、最賃法の中には明文化されておりません。

しかし、3要素以外のものでもって、最近の最賃の引上げの議論に疑問を呈したので、昨年の附帯決議は公労使一体の認識のもとにこの附帯決議が出されているところです。

もう一度、確認のために伺いたいのですが、昨年も附帯決議を出したのですが、その後の経過はどうなったのか、これを本省に伝えるということだったのですが、それを伝えて、また今年も伝えるということなのか。

去年の附帯決議の結果がどのようになったのかも併せて教えていただければと思います。

### 上江洲部会長

この点、事務局お願いします。

### 岡崎労働基準部長

はい、ご指摘ありがとうございます。

昨年度の附帯決議につきましては、本省に上申をいたしました。

その上申を受けて本省内で検討が行われているものと承知しております。

また、今年度新たにご指摘をいただきましたので、法改正が必要ではないかというご指摘を委員の意見として、本省に再度伝えて参る所存です。

(田端委員挙手)

### 上江洲部会長

はい、田端委員。

### 田端委員

はい、検討が行われているものと承知しているということなのですが、あれからもう一年を経過しているわけですよ。

このような問題に関して、例えば国会答弁で質問があれば答弁が出てきます。

質問書が出てきたらそれに対する回答が出てきます。

地方最低審議会でこのような附帯決議を出したことに関して、国はどのように検討したのかというのを具体的なものを示さないということなのでしょうか。

ずっと検討中なのでしょうか。

それを教えていただければと思います。

### 上江洲部会長

明らかになったものがあるのか、ないのかですね。

### 岡崎労働基準部長

本省において、どのような検討が行われているのかという点につきましては、当事務局では詳細は把握できておりませんので、一旦確認をさせていただきたいと思います。

### 上江洲部会長

よろしいですか。

では、他にも質問がございました。

その点もお願いいたします。

### 崎原賃金室長

2点目について、Cランクの目安が64円(6.7%)と示されましたが、消費者物価指数対前年上昇率の4.1%から、何を根拠に、どのように積み上げて、目安の6.7%となったか、についてです。こちらも本省に照会中でございまして、未だに回答はございません。

回答はありませんが、沖縄労働局労働基準部賃金室としての認識をご説明いたします。

令和7年8月4日付け「令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」に記載のとおり、目安額については、

- ① 消費者物価指数等の労働者の生計費
- ② 春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果等の労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払い能力

これらを「総合的に勘案」し、労働者の生計費を重視することに加え、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目し、中央の公益委員において検討された結果、Cランクが64円(6.7%)の目安となった、と認識しております。

以上です。

ご質問があればお願いいたします。

### 上江洲部会長

この点も進捗の報告に加え、沖縄労働局労働基準部賃金室としての認識ということでの説明となっています。

公益委員見解の結論に記載されている総合的に勘案したというところが、今回の6.7%という目安の提示になったとの認識の説明がございました。

この点に関しても、田端委員からお願いします。

### 田端委員

はい、ご説明ありがとうございました。

本審の時にも疑問を呈したのですが、中賃の答申の中にはAランクの消費者物価指数の対前年上昇率が3.8%、Bランクが3.9%、Cランクが4.1%と記載されています。

こちらで0.3ポイントの差しかついていないのに、引上げ額に関しては1.1ポイント以上の差が出ていると。

ここを詳細に教えていただきたいということを求めています。

今、事務局から説明があったのは、公益委員の見解をそのまま説明しただけですので、なぜ消費者物価指数のポイントの差はそれほどないのに、目安額では伸び率の大きな差が出てきているのか。

元々、分母となる最低賃金の額というのは、Aランクは1,100円くらいでしょうけれども、Cランクは950円、960円なんですよ。

そこから伸び率をかけたら、額としても少なくなるはずなのに、なぜ額も増えているのか。

この過程をぜひ教えていただきたいということを求めているのであります。

今、照会中であるということですので、引き続き、照会していただいて回答を待ちたいと思います。

### 崎原賃金室長

はい、引き続き回答をお願いしたいと思います。

### 上江洲部会長

事務局から進捗も含めて、説明がございました。

事務局が準備した説明は、以上になりますけれども、事務局に対して、先に説明のあった点でもよろしいですけど、各委員から何か質問あるいは確認等ございましたら、ここでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、本日の次第1は「額の調整」というのを申し上げておりました。

先週末、労使双方から2回目の調整をさせていただきまして、労働者側は92円引上げの1,044円、使用者側は34円引上げの986円の提示となっております。

それぞれ公益入らせていただいて、考え方、そしてその根拠についてもご説明、ご意見を伺わせて頂きましたけれども、まだ58円の開きがございます。

そのため、本日改めて調整をお願いして、額の提示をお願いしたいと思っております。

ここからは、一旦休会とさせていただきます。

公益が労側、使側に個別に調整させていただきたいと思えます。

傍聴人の皆様は開始してすぐに申し訳ないのですが、休会中は一旦退出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは休会いたします。

(休会)

(傍聴人退出)

(二者協議)

(二者協議終了後、事務局は傍聴人の再入室を案内)

### 上江洲部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

調整入らせていただきました結果、労働者側からは89円引上げの1,041円、使用者側からは42円引上げの994円の提示額がございまして、それぞれ歩み寄っていただいたのですが、提示額にはまだ差がございます。

これにつきましては、引き続き調整をさせていただきたいと思えます。

個別に調整いたしましたけれど、審議を再開した専門部会の場で、各委員からご発言されたいことがあればお願いいたします。

いかがでしょうか。

(特になし)

#### 上江洲部会長

では、次第2は「その他」となっています。

事務局から何かございますか。

#### 崎原貸金室長

今後の日程の確認になります。

次回第7回の専門部会は8月14日（木）14時からと決まっておりますけれども、14日以降の専門部会、本審の開催についてご検討のほどよろしくお願いいたします。

#### 上江洲部会長

事務局から次回開催の説明とそれ以降の日程調整について話がありました。

既に来週の元々の予備日も確保いただいていると思います。

8月14日は14時から、18日、20日も14時から開催するということで労使双方よろしいでしょうか。

(了承)

#### 上江洲部会長

本審についても事務局から説明ありましたが、専門部会の現在の進捗状況を踏まえると、14日、18日、20日の本審の開催は難しいと思われかもしれませんが、その点、本審委員の日程の確保を解除するという連絡を事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

(了承)

#### 上江洲部会長

では、専門部会については、引き続き予備日の日程を確保いただいて、本審の委員に日程確保いただいている日は解除させていただくことといたします。

また今後、本審を開催する日程を確保しないといけない状況ですので、異議審予定で確保していた22日の午後に専門部会を開催するというのであれば14時で、本審を開催するというのであれば16時で日程確保をとらせていただきますが、そちらでよろしいでしょうか。

(了承)

#### 上江洲部会長

では、スケジュールにつきましては先ほど調整した通りで、事務局からは他の本審委員への連絡方  
よろしく願いいたします。

他に委員の方から何もなければ閉会となりますが、よろしいでしょうか。

(了承)

#### 上江洲部会長

それでは、第6回専門部会を閉会したいと思います。

次回は8月14日（木）14時から第7回専門部会を開催します。

長時間お疲れ様でした。